

犬、猫のマイクロチップ 装着・登録の義務化について



令和4年6月1日から、動物愛護法の改正に伴い、ブリーダーやペットショップで販売される犬、猫に対するマイクロチップの装着・登録（登録先：公益社団法人日本獣医師会（以下：日本獣医師会））が義務化されました。令和4年6月1日以降ブリーダーやペットショップで購入した犬、猫にはマイクロチップが装着されているため、飼い主になる際には、日本獣医師会に所有者を変更登録する必要があります。

法の改正前から犬、猫を飼っている飼い主、法の改正後、知人や動物愛護団体等から譲渡された犬、猫の飼い主になった場合は、マイクロチップの装着は努力義務となります。

詳細については、下記の環境省のウェブサイトをご覧ください。

[環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録](#)



狂犬病予防法の特例制度への対応について

特例制度（装着されたマイクロチップが犬の鑑札とみなされる）については、この制度に参加している自治体に限られます。多治見市、瑞浪市、土岐市は特例制度に参加していないため、狂犬病予防法に係る一連の事務手続きについては、これまでと変更はありません。

（マイクロチップを装着していても鑑札の登録が必要です。犬に鑑札の装着をお願いします。）

問合わせ

東濃西部広域行政事務組合 ☎22-7150
多治見市役所 環境課 ☎22-1175

瑞浪市役所 環境課
土岐市役所 生活環境課

☎68-9806
☎54-1328

東濃西部少年センターからのお知らせ

輝け若者

東濃西部少年センター ☎(0572) 23-3455 FAX (0572) 26-8813
〒 507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4F

相談

あんしんコール ☎0120-873-246 (火～土10～17時、携帯可)
あんしんメール ✉an shin55@crux.ocn.ne.jp (24時間受付)

『相談窓口』の内容を幅広くしています！

「悩み事相談」だけではなく、
「明るい街づくり」につながる「情報提供」も積極的に受けると共に、
地域に発信するようにしています。

「帰りたい家庭・通いたい学校・住みたい地域」

☆ 「楽しい話題」「伝えたい情報」「ちょっとした悩み事」

(身近な出来事など、連絡・相談ください)

◇「あんしんコール」「あんしんメール」に加えて、少年センターで直接相談をすることもできます。特に、「まなびパークの学習コーナー（4階）」を利用している高校生の皆さんには、同じフロアにある「少年センター」を覗いてもらえると嬉しいです。

また、今年からは、「公民館や児童センター」など、児童・生徒などが地域で利用している関係施設にも積極的に出向き、情報交流に努めていますので、気軽に声かけ、ご利用ください。